

経営体育成支援事業(被災農業者向け経営体育成支援事業)の実施に当たり、補助金の算定が不適切

4件 不当金額(支出) 796万円

1 補助事業の概要

4事業主体は、平成25年度の大雪又は28年の台風第16号により被災した農産物の生産に必要な施設(生産施設)等の復旧等を実施した農業者等に対して、これに要する経費の一部を助成した。

経営体育成支援事業実施要綱等によれば、市町村は、気象災害等による農業被害を受けた農業者等を助成対象者とし、これらの者が行う生産施設の復旧、気象災害等による被災前の当該生産施設と同程度の生産施設の取得、被災した生産施設の撤去等に要する経費を対象として助成を行うことができることとされている。そして、被災前と同程度の生産施設とは、被災前と同種、同規模、同機能のものとされており、生産施設の機能強化や規模拡大を行うなど、被災前と同程度を超えて再建する場合には、その超える部分を自己負担すれば実施可能であるとされている。また、被災した生産施設の規模を縮小して再建する場合には、被災した生産施設と同種、同機能のものを縮小した規模で再建するのに要する経費を助成対象経費とすることとされている。

2 検査の結果

4事業主体は、本件補助事業について、助成対象者202者に対する助成として計7億3247万円を交付したとして、4県に実績報告書を提出して、国庫補助金計4億1924万円の交付を受けていた。

しかし、上記助成のうち、3事業主体(大田原市、滑川町及び鹿屋市)は、3者に対する助成(助成額計9970万円)について、被災した生産施設の面積の算定を誤って撤去及び再建に係る助成の対象となる面積(助成対象面積)を過大に認定していたり、1事業主体(君津市)は、1者に対する助成(同717万円)について、助成対象者が生産施設の規模を縮小して再建していたにもかかわらず、これを考慮せずに被災前と同程度の生産施設を再建するのに要する経費を助成対象経費としていたりして、助成対象経費が過大に算定されていた。

したがって、上記の4者に対する助成について、適正な助成対象面積や縮小した規模で再建するのに要する経費に基づいて適正な助成対象経費を算定した上で、適正な助成額を算定すると計9306万円となり、4事業主体の4者に対する助成額計1億0687万円との差額1381万円が過大に交付されており、これに係る国庫補助金相当額計796万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認め る事業費	不当と認め る国庫補助 金等相当額
関東農政局	栃木県 大田原市 (事業主体)	経営体育成支援 (被災農業者向け 経営体育成支援)	平成 26、27	円 1億2192万	円 7605万	円 227万	円 141万
同	埼玉県 比企郡滑川町 (事業主体)	同	26、27	2億6093万	1億4342万	820万	443万
同	千葉県 君津市 (事業主体)	同	26	2億0928万	1億1291万	199万	110万
九州農政局	鹿児島県 鹿屋市 (事業主体)	同	28、29	1億4032万	8685万	133万	100万
計	4事業主体			7億3247万	4億1924万	1381万	796万